

## ○避難情報判断基準（土砂災害）

対象地区：避難すべき区域の全部

避難情報等	判断基準（次のいずれか1つに該当する場合に発令） ※避難指示等の発令に際しては、下記を基準とするが、過去の災害発生や長野県砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度判定の状況及び関係機関の助言を踏まえ、総合的に判断する
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表された場合（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2 土砂災害の発生が確認された場合（災害発生を確認）
【警戒レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布が「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される場合 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難指示等の解除	避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除され多段階を基本として解除するものとする。 ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

※ 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合においても、躊躇することなく避難情報は発令する。